

第五部

彙 報

- 1．国際シンポジウム概要
 - (1) 「歴史学の現在を問う」 (平成14年11月30日)
 - (2) 「「自然という文化」の射程」 (平成14年12月2日)
- 2．国外・国内招聘研究者一覧 (平成14年11月～15年7月)
- 3．京都大学文学研究科学学位取得者一覧 (平成14年11月～15年7月)
- 4．COE研究員・研究題目一覧 (COE研究補佐員を含む)
- 5．関連研究成果一覧 (平成14年10月～15年7月)

1 . 国際シンポジウム概要

(1) 「歴史学の現在を問う」

日時：平成14年11月30日（土）10:30～17:00

場所：文学研究科新館第3講義室

本シンポジウムは、以下の主旨で計画された。

1980年代を中心に大きな曲がり角に立った歴史学は、各分野において新たな多くの研究成果を生み出した。それは国境を越えた共同発掘、従来は史料とみなされなかった素材の積極的な活用、同じ史料を扱う際にもそれを生み出した意識にまで切り込む深い洞察力、歴史像を構築するための方法論の変革など、幾多の試行錯誤をともなうものであった。

今回のシンポジウムは、考古学、東洋史学、現代史学、西洋史学における最新の研究成果を紹介し、関連する他分野からのコメントを通じて、歴史学の現在を問い、21世紀の歴史学構築のための地平を切り開くことを目的とする。

当日、午前中には、カリフォルニア大学ロサンゼルス校教授で本研究科客員教授のロータール・フォン・ファルケンハウゼン氏の御講演を賜った。演題は「現代考古学による中国古代史再考」で、近年、中国で行われている国際共同調査の成果とその意義の紹介がなされた。その調査の中には、氏御自身が主導している製塩遺跡調査なども含まれている。とくに科学的手法を駆使した新成果には眼を見張るものがある一方で、国際協調の難しさにもふれ、若い世代を中心とした国際共同調査の重要性を強調、推奨されたのが印象的であった。

午後は、以下の3つの報告と、それに対するコメントがなされた。

報告1 夫馬 進「朝鮮燕行使と朝鮮通信使」

コメンテーター：藤井讓治（本研究科教授、日本史学）

報告2 永井 和「万機親裁体制の成立 明治天皇はいつから近代の天皇となったのか」

コメンテーター：吉川真司（本研究科助教授、日本史学）

報告3 谷川 稔「究極のナショナル・ヒストリー？ ピエール・
ノラと「記憶の場」」

コメンテーター：杉本淑彦（本研究科教授、二十世紀学）

いずれの報告も、ごく最近に公表された論文や著作、あるいは現在、推敲中の最新の研究成果であり、その成果に深く関わる他分野の立場からの、緊迫感にみちた鋭いコメントで、非常に中身の濃いシンポジウムとなった。当日の参加人数は163名。

「朝鮮燕行使と朝鮮通信使」

- 1811年金善臣の通信行と1826年申在植の燕行を中心に -

本研究科教授 東洋史学 夫馬 進

日本では江戸時代にあたる時代、朝鮮の外交使節が行き交うルートとしては、ソウルを基点として二つの国際線がのびていた。一つは日本の江戸へ向かうものであり、その使節は通信使と呼ばれる。もう一つは中国の北京へ向かうものであり、これを燕行使と呼ぶことにする。燕とは北京あるいは北京地域を示す雅名である。すなわち北京へ行く使節という意味である。

文献上で出てくる言葉としては、「燕行使」というのは普通ではない。むしろ正朝使や謝恩使などといった使節の目的を持って呼ばれることが普通であった。また汎称としては、「事大使」とか「赴京使」と呼ばれるのが普通であった。ただ、学術用語として現在、事大使なり赴京使なりを使うのが適当かどうかというと、恐らくは適当ではない。なぜなら現在および長い将来にわたって、まだまだ韓国、北朝鮮、日本、そして中国の関係というものは大いにぎくしゃくせざるを得ない、と考えるからである。こうした段階にあっては、事大使あるいは赴京使などという過去の価値観を濃厚に含む言葉は、適当な学術用語とは考えられない。朝鮮から北京へ行った外交使節の旅行記は、「燕行録」と呼ばれる。燕行録というタームがすでに学術用語として定着していることに鑑み、朝

鮮王朝時代に中国北京に使いした使節を総称して、とりあえず燕行使と呼ぶことにする。

現在の日本の高校の教科書でも普通に載っている通信使は、江戸時代265年の間に12回来ただけであるが、ソウルから北京へ行った使節は、ある史料をもとに数えると、ほぼ同じ時代に494回行っている。しかも、これは実は朝鮮国王から北京または瀋陽の清朝皇帝に対する正式の使節の数に過ぎない。これに現在の我々の感覚で言うと外務省レベルの旅行団、例えば外交文書を運ぶ使節、あるいは北京でつくっていた曆を朝鮮から取りに行った使節を含めると、正確には数えていないが恐らくは600回とか700回とか、通信使に比べると桁違いの数になるであろう。

通信使が最後に日本に派遣されたのは、文化度の通信使と呼ばれる1811年のもので、通信使はこれで切れるが、これに対し燕行使のほうは、1894年つまり日清戦争が勃発する直前まで出されていた。ソウルからは当時、江戸へそして北京へという二つの国際線がのびてはいたが、実はその便数から見るなら二つの使節団は甚だレベルの違うものであったと言っても過言ではない。国際線のパイプの太さが全く違っていたのであり、一方を幹線と呼ぶなら、一方はローカル線と呼んでもよい。

ところが、現在の段階では、この通信使の研究というものは数多く、たとえば江戸時代に日本へ来た通信使が何を食べていたのか、という問題に至るまで詳細な研究が数多くなされているにもかかわらず、それらではほとんどこの燕行使とのつながりについては言及することがない。さらに、この二つを比較することによる通信使の客観化もなされていない。この朝鮮燕行使の研究は、実は韓国においても北朝鮮においても必ずしも盛んではない。中国でもこの研究がやっと最近始まったばかりである。しかし恐らくは現在の段階で言うと、日本の方がもっとも研究に地の利を得ていると言いうる。なぜなら韓国、中国という直接の当事者よりも、我々のほうがより客観視できるのではないかと考えるからである。

今日は1811年、文化度の通信使の一行としてきた金善臣と、1826年燕行使として北京へ行った申在植という二人の人物を取り上げ、通信使と燕行使とを比較しつつ、またそれらの連繫を考察しつつ、当時の日本、朝鮮、中国の文化の位相について述べようと思う。

まず燕行使がどのようなものであるか、を簡単に説明しておく。中国

では清の時代、朝鮮から派遣された燕行使は、もともと誰もそれになりたがらないものであった。この点では、日本へ派遣された通信使とよく似ている。現在日本でなされている朝鮮通信使の研究の多く、あるいはしばしば開かれる朝鮮通信使展覧会では、非常に友好的な関係が両国にあったかのごとく示され、またこれが強調されるが、それは事実の一面、あるいは一面が誇張されたものでしかない。もともと燕行使にしても通信使にしても、ともに嫌々行っていた使節であった。ともに欲せざる使節であった。清に対する燕行使というものは、丙子胡乱（崇徳元年＝仁祖14年＝1636）として知られる、満州民族が朝鮮を完全に制圧した年から始まるものであり、服従の証として朝貢のために行く使節であった。自分の先祖あるいは親子供を殺された者が敵国にゆく使節であるから、当然のことながら行きたくない。このメンバーを誰にするかを決めるのは丙子胡乱から100年近くの間は、大変難しかった。これと同じように、通信使もやはり行きたくない。これもメンバーを誰にするか、このメンバー選びからして大変であった。江戸時代の通信使は、秀吉による侵略を踏まえてのものであったから、これもまた嫌々行かざるを得ないものであった。なぜ通信使を日本に派遣せざるを得ないかという、日本がいつまた再侵略してくるか知れなかったからである。いつまた野蛮な民族が朝鮮に災禍をもたらすかわからないからである。これを未然に防ぐためには、信（よしみ）を通じつづけておくとともに、敵国の国情を知っておく必要があった。朝鮮からすれば通信使の派遣とはいわゆる羈縻政策であった。すなわち馬があちらこちら飛び跳ねるのを防ぐために、馬をつなぎとめておくために、わざわざ高い予算を組んで通信使を12回にわたって派遣したのである。燕行使にしても通信使にしてもこの点では極めて類似しており、この研究のためには以上のことを基礎にして考える必要がある。

ところが、もともとは誰も行きたくない使節であったが、当時鎖国的な状態にあった朝鮮からすれば、知識人が外国のありさまを知りたいという欲求はどうしても抑えがたいものであった。当時の朝鮮では、外国へ行くためには燕行使の一団に加わるか、通信使の一団に加わるしか、基本的にはなかった。18世紀の中ごろから始まるものと思われるが、特に北京への観光は一種の国際ツアーと呼ぶべきものとなり、おおよそ200人から500人規模で毎年何回か旅行団が出されていた。北京へ行って

帰国した者の中には、「自分は天下を見てきた」と豪語する者が当時のソウルには多かったようである。これと同様に、ソウルから江戸まで旅行するというのもまた、かけがえのない外国見学であった。ここで紹介する金善臣も、外国を見てみたいということで来た人物であると考えられる。

ただ、同じ外国へ出るのであるが、待ち受けていた世界は全く別のものであり、交流の在り方は全く別のものであった。日本へ来た通信使は、ほとんど自由を奪われていて、本屋へ行って自分で本を買うことさえもできなかった。これに比べると、北京にツアーに出かけた人々のツアーコースとして、たとえば琉璃廠と呼ばれる書店街へ行き、自由に読みたい書物をあさってくるのがあった。北京市内の観光も実に自由であった。燕行使も通信使も、中国人または日本人とは主に筆談で話していた。ただ、筆談の在り方が日本へ来る通信使と北京へ行った燕行使とは、まるで違っていた。北京での知識人の交遊には、誰も監視する者がおらず、実に自由であった。金賢根の『玉河日記』は、清朝の年号で言うと道光17年(=1837)の日記である。これは昨年刊行した『燕行録全集日本所蔵編』(林基中・夫馬進編、ソウル、東国大学校韓国文学研究所、2001)に収録されている。この『玉河日記』の中には、「詞人の交遊寄宿すること、見て郷里に同じ」という記事がある。これは朝鮮と中国知識人とが親密に交際しあい、朝鮮知識人が中国人の友人の家で韓国国内におけるのと同様に寝泊まりしていたことを示すものである。このような交流の在り方が、当時国際社会の中にあつた。こうした外国人の家へ行って泊って帰ってくるような交流の在り方を、「東人に冒犯の失あるのみならず、彼の人もまた恬として懼れとなさず」と表現している。東人というのは朝鮮人である。朝鮮人がそうした禁令を犯しているだけではなく、清朝の知識人たちも全く外国人を怖いとも考えずに泊めていたのである。これに比べると、日本へ来た通信使には常に監視の目が光り、両国知識人の交遊も実に堅苦しいものであつた。

金善臣が1811年に通信使の一員として日本へ来たことと、申在植が1826年に燕行使として北京へ行ったこととは、ほぼ同じ時代であるが、このような異なった状況をもとに考える必要がある。金善臣が出てくる史料では、極めて堅苦しい交流の様子が描かれるのに対し、申在植が出てくる史料では、実にのびのびした交遊が描かれている。

問題は、日本へ来た通信使が伝えた当時の清朝中国の学術の状況が、全く現実を反映していないことである。文化の通信使の中には、李文哲のように自ら燕行使の一員として、北京へ行ったものがいた。金善臣自身、北京ではないが瀋陽まで行ったことがあった。ところが、彼らの日本人に対して伝えた中国における学術動向の情報は、虚偽を大きく含むものであった。

申在植が1826年に北京へ行った時に、尋ねられて答えた日本における学術動向も、不正確なものであった。申在植と金善臣とは、親しい知人であり、金善臣らの帰国によって、詳しく正確な日本の学術動向を申在植は知っていた、と考えるのが常識的である。

さらに金善臣が放った清朝中国人の学術に対する批判の矢は、彼らを大きく怒らせるものであった。申在植は金善臣を弁護しつつ、親しい交遊の場で中国の学術の在り方を批判した。

何故、日本・朝鮮・中国の間で誤った、あるいは不正確な学術状況しか伝わらなかったのか。また金善臣の持っていた何が清朝知識人をおこらせるほどのものであったか。それは三国における学術のあり方が、大きく異なりつつあったからである、というのが私の考えである。

参考：本シンポジウムで触れたところの、北京への朝鮮使節を現状では「燕行使」と呼ぶのが最も適当であると考えられる点については、拙稿「日本現存朝鮮燕行録解題」(『京都大学文学部研究紀要』第42号、2003)において、より詳しい説明をしておいた。またこの拙稿では、日本現存の33種の朝鮮燕行録について、それらがどのような資料であり、そこにはどのような内容のことが書かれているかを記しており、朝鮮燕行使の具体像を理解していただくうえで、若干の助けになるかもしれない。朝鮮燕行使の中国知識人との交流のあり方と、朝鮮通信使の日本知識人とのその比較については、本シンポジウムでの報告より若干詳しい記述を拙稿「燕行録と日本学研究」(『韓国文学研究』第24輯、ソウル、東国大学校韓国文学研究所、2001)においてしておいた。金善臣と申在植とが清朝知識人とどのような議論を交わし、中国学術史と朝鮮学術史の中でそれがどのような意味を持つのかについては、拙稿「朝鮮燕行使申在植の『筆譚』に見える漢学・宋学論議とその周辺」(岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都、京都大学人文科学研究所、2004)を参照されたい。

「朝鮮燕行使と朝鮮通信使」に対するコメント

本研究科教授 日本史学 藤井讓治

日本近世史を研究している私にとって、自ら取り上げたこともある朝鮮通信使については、一定の理解と評価をもってきた。しかし、朝鮮燕行使については、その存在については承知していたものの、夫馬先生の報告を聞くまでそれほど詳細なことを知っていたわけではなく、多くを学ばせていただいた。

報告を聞いてまず、燕行使が494回、朝鮮通信使が12回という数が象徴的に示すように、朝鮮とそれぞれの国とを結ぶパイプの太さの違いに驚き、この違いがそれぞれの国との関係にもたらした影響は大きく異なるはずであり、この二つの使節を同列に論じてよいかというのが、気がかりとなった印象的問題点である。

こうした点を意識しつつ、私の専門である江戸時代の政治史という立場から夫馬先生の報告に対して二、三、コメントを記すことにする。

第1点は、外交におけるそれぞれの「国」の立場についてである。報告のように、朝鮮の立場からすれば、通信使の派遣というのは、確かに日本による再侵略を恐れて、夷狄である日本を慰撫し、再度の侵略を防止するためのものであった。しかし、日本の側の立場は少し異なり、鎖国という状況をつくり上げる中で一層強くなっていくが、オランダや琉球、少し性格は違うが蝦夷も含めて朝鮮などの「異国」から来た使節を朝貢とみなすことで、日本を中心とした国際秩序、いいかえれば日本が中華であり朝貢する「異国」を夷とする、小中華秩序を作り上げ、それを梃子に国内政治を安定させることを大きな目的としていたのである。両者の立場は随分異なるが、ここで興味深い点は、朝鮮通信使をめぐる、朝鮮のほうは当然日本を夷狄と考えている、それに対して日本は朝鮮を夷と捉えており、明らかに両者の考えは矛盾する。実際の外交において、国と国とが交渉する場でこの問題がもし取り上げられるとすれば大きな衝突になったはずである。夫馬先生が紹介された宴席の場であっても、やはり朝鮮の人々が清国の漢人に対して、満人の支配を受けていることを話題にすると大きな衝突となったようだが、それ以上に正式の

場でそういうことが問題になれば、重大問題になったはずである。しかし、現実にはそういうことはほとんど起きていない。もちろん朝鮮通信使が日本においてさまざまな儀礼上の格下げを受けたことで問題が起こったことは確かであるが、それほど大きな衝突というふうにはならなかった。

報告を聞いて一層その感を強くしたのは、外交というのは、それぞれの国においてそれぞれの国の人々に説明ができれば、相手がどう思っていようと余り問題ではない、そういうと極めていいかげんなことのようにも聞こえるかもしれないが、現在の外交でも同じようなところがあり、前近代では一層そうであったのではないかということである。どちらもそのことを知らないわけではなく、知っていてそうやっているというのが実態ではないか。だから、外交ということを考えるときには、こうした点を踏まえて事を考え評価せねばならないと思う。

第2点目は、報告のなかでの日本朱子学についてである。朝鮮の人々が日本で朱子学が衰退することを大変恐れていたと指摘された点である。この点については、反対というのではないが、指摘されたことをいかに位置づけるかということである。確かに伊藤仁斎の古学の考え方が日本で一定の勢力を持ち、そして江戸中期になると折衷学派がかなり多くの藩校でも取り入れられ、広く受容されるようになったことは確かである。しかし、報告であげられた明和とその次の文化の朝鮮通信使の間の寛政期に、松平定信による寛政の改革がある。この改革に際し幕府は朱子学以外の学問は「異学」とする政策を実施している。これによってすべての藩校での学問が朱子学となったかというところではないが、それでもかなりの大きな影響があり、政治的には朱子学が当時の政治権力が最も支持した学問であった。この点を朝鮮通信使はどのように認識していたのか、そこにはズレがあるのではないか、そのズレはどうして起こったのかを考える必要があるのではなからうか。

最後に、1811年（文化8年）の朝鮮通信使について、主として日本側の問題として二、三述べておく。まず、朝鮮通信使は、従来通りであれば江戸まで来るのだが、このときは対馬までしか来ていない。ということは、この時の通信使は、江戸の事情あるいは日本の事情については他の通信使より一層知ることのできない状況であり、極めて限定された情報しか得ることができておらず、彼らの情報がどれほど当時の日本情

報として意味があったのか、この点の位置づけが必要であろう。また、対馬で聘礼を済ませたことの日本側の事情は、大きくは二つ考えられる。その1つは財政的な問題である。通信使は大体500名前後の人員であり、日本に入るとすべての費用は日本側の負担となる。江戸滞在は幕府が担うが、それ以外は道中の大名たちがその費用負担をした。そしてその費用は実際にはその周辺の百姓たちに割り付けられるという状況があり、この費用の多さが以前から問題となっていた。この解消がこの対馬聘礼となった理由の一つである。しかし、これはこの時代の窮乏化をみせる領主財政一般の問題であり、これが対馬聘礼となった最大の理由ではない。文化の朝鮮通信使が対馬聘礼であり、その後は停止したこともあわせ考える必要がある。先に触れたように江戸初期以来、幕府は日本を小中華とし周辺の国々を夷としてつくり上げた秩序(日本型華夷秩序)は、この時期にはもはや意味をなさなくなってきた。例えば1778年にロシアが松前にやって来て通交を求める。またラックスマンが根室にやって来る。19世紀に入ると、文化の通信使の直前にフェートン号事件が起こる。こうした事態は、明らかに朝鮮や蝦夷や琉球だけの位置づけだけでは済まない国際状況が生まれていることを示している。また他方で、林子平が『海国兵談』を著したように、日本人の国際認識が大きく変化したことも見落とせない。こうした状況が、財政状況ともあいまって、文化の朝鮮通信使を対馬で止め、その後停止することになる最も大きな理由であったと思われる。

「万機親裁体制の成立 明治天皇はいつから近代の天皇となったのか」

本研究科教授 現代史学 永井 和

はじめに

明治維新の際に、新たに成立した政府・国家の最も重要な政治理念として「天皇の万機親裁」なるものが定立され、それ以降約80年にわたり、日本の統治制度はこの政治理念により大きく拘束されつづけた。しかし、この政治理念の定立とその現実化との間には少なからぬタイムラグがあ

った。なぜなら、天皇が日常的に万機を親裁する体制ができあがるのは、明治維新から10年たった西南戦争後のことだったからである。国立公文書館に所蔵されている明治期の太政官文書を用いて、このことを実証するのがこの報告の目的である。

「万機親裁体制」とは「国政上の重要事項すべてについて天皇が最終的決定権をもち、天皇の決裁によってはじめて国家意思が最終的に確定される、国家意思決定システムである」と定義できるが、それ自体は抽象的な存在であって、目に見えるものではない。ただ、その意思決定プロセスには必ず文書が介在するので、その流れを追うことによって、抽象的な意思決定プロセスを目に見えるかたちで理解することが可能になる。

国立公文書館に所蔵されている天皇決裁文書をもとに（その一部は、http://www.archives.go.jp/05_1.html において掲示されている）「万機親裁体制」の国家意思決定プロセスを図式化すれば次のようになる。

1. 各省大臣等から出された案件を、内閣総理大臣が天皇に奏請してその裁可を求める。天皇は奏請に裁可を下し、それを下付する。天皇の決裁を得た総理大臣はその案件を執行するか、または執行のために各省大臣等に移牒する。
2. このプロセスには一定の文書の流れが付随しており、天皇の決裁は、内閣総理大臣からの奏請に天皇の裁可印を捺印した奏請・裁可書なる文書の存在によって示される。
3. 天皇の裁可を要する事項はかなりの広範囲にわたっていた（たとえば、森鷗外の婚姻や夏目漱石の第五高等学校教授の任官は天皇の裁可をうけている）。

以上のことから、「万機親裁体制」がいつ成立したかを知るには、このような国家意思決定のしくみがいつ成立したのかをさぐればよい、もっと端的に言えば、天皇の裁可印を有する奏請・裁可書がいつ登場したのかがわかればよい、ということになる。そこで、国立公文書館に所蔵されている明治期の太政官文書を検索し、天皇の決裁文書がいつ登場したのかを調査してみた。実際に調査したのは「諸官進退」なる公文書群である。これは明治4年7月から明治12年12月までの官吏の任免などの人事案件を年月日順に編集したものである。

1. 太政官（正院）の決裁文書式：第1期（1871年8月から1873年5月まで）

太政官正院とは、太政大臣・左大臣・右大臣と参議（すなわち三職）からなる最高政治組織で現在の内閣に該当する。正院の決裁書類の様式変化については、すでに先行研究があり（田口慶吉「近代太政官文書の様式について」『北の丸』19、1987年と中野目徹「明治十二年の太政官官制改革」『日本歴史』586、1997年）、太政官決裁文書の様式を四段階にわけると時期区分はそれらの先行研究にしたがっている。

この時期の正院決裁文書は、史料1のような様式をしている。これは明治4年9月29日付の海軍少佐兼兵学大助教田中義門を海軍少佐兼兵学少教授に任ずる人事だが、兵部省からの上申書の欄外の裁字印（朱印）が決裁の標である。問題は、この裁字印がいったい誰の決裁印なのかだが、先行研究は太政官正院の決裁印とするものと、天皇の決裁印とするものに分かれる。後者が正しいとすれば、史料1は天皇の裁可書となり、すでにこの段階で万機親裁が成立していたとの結論になる。両説の詳しい検討は省略して、結論だけを言えば、この裁字印は正院の決裁を示すものと解釈すべきである。明治4年8月に定められた正院の内規「正院処務順序」（史料2）に、「三職決裁了り裁印ヲ附シ外史二附ス」とあるのが、その根拠となる。

この事実は、太政官の意思決定において天皇の親裁の形跡を文書上に見いだすことができない、すなわち「万機親裁」がまだ成立していないことを示す。

2. 太政官（正院）の決裁文書式：第2期（1873年5月から1877年9月まで）

この時期には正院の決裁文書式は史料3のように変化する。これは、1873年5月8日に議決された、西郷参議を陸軍大将兼参議に任ずる決裁書類である。罫紙の頭に大臣と参議の押印欄があり、三条太政大臣と五参議の捺印がはっきりと認められる。天皇の裁可を示す表徴は存在しない。このような様式の文書は、閣議書あるいは大臣・参議回議書と呼ばれており、第2期にはこの閣議書・回議書が正院の決裁を表す文書となる。この変化は1873年5月2日の太政官官制の改定を反映したものであり、新しい「正院事務章程」（史料4）において、参議（内閣議官）の議判権が明確にされたことを反映したものにほかならない。

しかし他方において、この正院事務章程は、正院の決裁ののちに天皇

が御批允裁をおこなうこと、すなわち天皇の裁可が最後になされることを手続きとして想定していた。しかも、その御批允裁は、文書化されること、つまり目に見える表徴として表示されることになっていた。実際、公布された「正院事務章程」の末尾には天皇の「御批」とそれを受けたことを示す太政大臣の奉勅布告文がみられる。さらに、「御批国法允裁」(史料5)と題する御批の記録の雛形も定められていた。

1873年5月の太政官官制の改定には、正院の決裁と天皇の決裁を分離し、国家意思決定プロセスの最終項に天皇の文書決裁をおくことで、「万機親裁」を実現する意図が内包されていた。ところが、実際には文書による御批允裁の手続きは実施されないままに終わった。この時期の正院決裁文書全体にわたって御批允裁のあったことを示す標はどこにも見いだせない。文書学的見地からすれば、第2期においても「万機親裁」は実現されていないのである。

なぜ、その意図が成就されずに終わったのか。はなはだ興味深い問題だが、解答を与えるのは容易ではない。ただひとつ言えるのは、少なくとも正院側は内規まで定めていたのだから、挫折の原因が求められるとすれば、それは正院の側にはなくて、天皇の側でなければならないということである。近代的な君主観からすれば、しごく当然と思われる文書に決裁印をおすという行為であっても、前近代的な伝統的神聖天皇観にてらせば、天皇たるべき人がなすべきではないと、忌避された可能性が高い。

なお、「万機親裁」の未成立といっても、それはあくまでも、国家意思決定プロセスの中に天皇の裁可が独立の最終項として組み込まれていないということであって、明治天皇が国政上において現実に何ら裁可を下していなかったことを意味するものではない。史料から判るのは、正院の決裁文書に天皇の決裁印がないとの事実であって、天皇の裁可を求める上奏が太政大臣によって口頭でなされたり、天皇臨御のもとで御前評議がおこなわれ、そこで正院の議決と天皇の承認が同時になされることまでが否定されたわけではない。いや、この時期には天皇の裁可は、もっぱらそのような方法で与えられていたと考えられる。しかしそれでも、正院が日常的に決裁を下していた重要案件すべてが必ず奏聞されたとは想定しがたく、最重要事項に限られていたのではないかと思われる。また、御前評議で与えられる天皇の同時承認は、天皇の正院との一体化

を示すもので、天皇が独立した最終項として機能しているとは言えない。

3. 第2期における天皇決裁文書：断刑伺と西南戦争中の天皇裁可文書

いっぽうで、ごくわずかだが、天皇が決裁をおこなったことを示す文書もじつは存在している。その初例が史料6である。これは1874年2月28日付の断刑伺（死刑判決の確定を天皇に求めた太政大臣の奏請書）であり、その頭部欄外に裁字印が押されている。太政大臣が「奉仰御允裁」と奏請しているのだから、この裁字印はまぎれもなく天皇の印である。なお、この裁字印と第1期の裁字印は文字は同じだが、別印である。両者を拡大してみれば（史料7）、ちがいは一目瞭然である。断刑伺は、通常の正院の決裁文書が天皇の決裁を受けていないことを証明している。なぜなら、膨大な太政官文書群にあって、これと同じ裁可印をもつものは、ごく限られた例外にすぎないからである。

このように、第2期には限定的な分野で天皇の文書決裁がはじまったのだが、翌1875年に大審院が設置され、司法権が裁判所に委任されるにおよんで断刑伺は消滅する。天皇の裁可書が再び登場するのは西南戦争中になってからで、その最初の例が1877年5月22日付七等判事古荘嘉門に九州出張を命じる決定である（史料8）。通常の閣議書の欄外に裁字印が押されているが、その大きさと字形が断刑伺の天皇印と同じであるので、これも天皇印と断定できる。明治天皇が西南戦争のために京都に滞在していた時のものである。

4. 太政官（内閣）の決裁文書式：第3期（1877年9月から1879年4月まで）

1877年9月初めに太政官の決裁文書の様式はもう一度大きく変化する。史料9が新しい様式のもっとも早い例で、1877年9月6日決裁の、福崎季連を霧島神宮大宮司に任じる決定である。閣議書に大臣・参議が押印し（閣議議決）、さらに天皇が裁可印（可字印または聞字印）を加判して、国家意思が確定されたことが示されている。閣議書が同時に裁可書でもあるのは西南戦争中の天皇決裁文書と同じだが、天皇の裁可印が文書の欄外ではなくて、最初から区画された押印欄に捺印されている点にちがひがある。また第3期になると、太政官内閣の重要決裁文書のほぼすべてに天皇の裁可印が押されるようになる。

第2期末期の西南戦争中に現れた天皇の文書決裁が恒常化し、維新後10年を経てようやく「万機親裁」理念にふさわしい文書決裁様式が出現したのであった。この新たな様式を法的に規定したのが、1877年9月7日付で大臣・参議が連署上奏し、天皇の裁可を受けた「内閣参朝公文奏上程式」である（史料10）。そこに「親裁ノ実ヲ挙ケ」と記されていることからわかるように、「日々内閣に臨御し、万機を総覧し、親裁する天皇」にふさわしい文書決裁システムとしてこの公文奏上程式が定められたのだった。文書学的見地からすれば、この時すなわち1877年9月初旬をもってようやく「万機親裁体制」が軌道にのったとすることができる。

5. 帷幄上奏書の登場

第3期のもうひとつの特徴は、内閣の上奏によらない天皇の裁可書が登場する点にある。史料11がその初例で、1879年1月6日付の野津道貫陸軍少将の近衛参謀長御用取扱被免の人事である。結文に「左之通奉允裁候也」とあるように、この文書は裁可を求める奏請書の形式をとっている。奏請者は陸軍卿と参謀本部長の二人であり、いずれも太政官内閣のメンバーではない。この奏請書は太政大臣を経由せずに参謀本部長から天皇に直接上奏され、天皇の裁可をうけたあと、その執行（人事発令）のために太政大臣に下付されたのだった。このような軍部から直接に出される奏請書を帷幄上奏書とよぶ。帷幄上奏書が登場してくるところに、第3期のもうひとつの特徴がみられる。

それまでは、陸軍の将官に職務を課すには、陸軍卿が太政大臣に上申し、内閣議決を経て天皇の裁可を受けていた。裁可を仰ぐ上奏権は内閣（太政大臣）にあったのだが、これ以降は天皇とその帷幄によって内閣とは独立して決定されることになったわけである。これが人事面からみた統帥権独立のはじまりである。

西南戦争後に登場した「万機を親裁する」天皇は、その一年数ヶ月後には、太政大臣と内閣の輔弼によらず、もっぱら参謀本部長と陸軍卿の輔翼によって軍務に決裁を与える存在にまで進化した。第3期に天皇と太政大臣・内閣の関係は二度大きく変化した。まず、1877年9月からはじまった「万機親裁」により、太政大臣と天皇の一体・不可分性が清算され、太政大臣の輔弼を受けつつも、国家意思確定の最終項として自ら

を自立させた。さらに1878年末から帷幄上奏事項を親裁しはじめたことで、太政大臣の輔弼によらずに、内閣とは独立して統帥権を行使する大元帥となった。

この両者はじつは連動している。内閣の決議と天皇の裁可とが分離し、天皇の決裁が国家意思確定の最後の項として独立していたからこそ、軍部からの奏請を天皇が内閣から独立して裁可することが可能だったのである。その前提に「万機親裁」の成立があつてはじめて統帥権の独立が成り立ちうるのであり、それがなければ、そもそも統帥権の独立そのものがありえないのである。このことは、なぜ1878年末という時期に「統帥権の独立」が制度化されたのかという、昔からある問題に新たな解答を提供するであろう。

6. 太政官（内閣）の決裁文書式：第4期（1879年4月以降）

第4期に太政官の決裁文書式はさらにもう一度変化する。史料13はその一例で、太政大臣三条実美を修史館総裁に任じる人事の決裁書類だが、天皇の裁可印は大臣・参議が連署した奏請書に押されている。左側にあるのが内閣の閣議書である。つまり、第3期では内閣の閣議書と天皇の裁可書が一枚の同じ文書だったが、第4期には閣議書と奏請書が実体としても分離し、天皇の裁可は奏請書に対して下されるようになった。右側の奏請・裁可書は最初にみた内閣総理大臣の奏請・裁可書の祖形にあたる。

第4期の裁可文書の様式を定めた内規が、1879年4月7日「御前議事式及公文上奏式施行順序附公文回議手続」（史料14）である。この文書では、天皇の裁可を仰ぐための奏請書の書式四種類と内閣の議定の書式（回議書式）が規定されている。

ここにいたって天皇決裁と内閣決裁の分離が確定し、天皇の太政官からの独立が文書様式の上でも、名実ともに確立されたと言ってよい。この決裁文書の様式は、「天皇親裁」を示す文書様式として以後定着し、1885年の内閣制移行後もそのまま踏襲され、その基本的骨格においては昭和期にまで及ぶ。この第4期様式の出現により、文書学的には「万機親裁体制」は確定し、制度的にかたまつたとみなすことができる。

同時に指摘しておかねばならないのは、この1879年の様式改定は、内閣からの奏請に限られ、帷幄上奏書には及ばなかったという事実である。

これ以降、内閣からの奏請はすべて新しい書式にしたがうが、帷幄上奏書は第3期後半の様式をたもったままであった。そのことを示すのが史料15である。史料11とまったく同じ様式である点に留意されたい。さらに言えば、帷幄上奏書は、それが出現してから65年たった後になっても、ほとんど書式がかわらない。1943年の帷幄上奏書（史料16）と史料11とを比較すれば、納得されるであろう。

7. 万機親裁体制と多元的輔弼制の制度的確立

以上述べたことから、「万機親裁体制」は西南戦争後の1877年9月の改革にはじまり、1879年4月の改革で確立したと結論できる。ここで確立された国家意思決定のシステムが、基本的な骨格においては第二次大戦の終わりまで継続するのである。

1979年4月以降、天皇は文書様式からして明確に異なる二種類の奏請を受取り、そのいずれにも決裁を下す存在となる。たんに「万機親裁体制」が確立されただけではなく、その「万機親裁体制」が内閣と軍部の双方の領域にまたがるものであったこと、言い換えれば、内閣と軍部の両方に屹立し、親裁する天皇というものが、同時に確立されたのであった。天皇に対して裁可を仰ぐ奏請権を持つ者を天皇の「輔弼者」と定義すると、「万機親裁体制」は、すでにそれが確立された時点で、内閣と軍部の二つの輔弼者をもつ二元的輔弼制をとっていた。さらに1885年末の内閣制度への移行により、天皇大権を三つの領野（国務大権・統帥大権・皇室大権）に分割して、それぞれに別個の輔弼者（内閣・統帥府・宮内省）をたてる多元的輔弼制が成立する。

この多元的輔弼制をとる「万機親裁体制」こそが、近代天皇制の国家意思決定システムであり、明治憲法に規定される立憲君主制もこの土台のうえに築かれた。多元的輔弼制に立つ「万機親裁体制」を核にして、それを包むかたちで明治立憲君主制が成立したのである。

この報告の内容について、さらに詳しいことは、以下のURL <http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/~knagai/personal/chosaku.html> にPDFファイルとして掲載されている、永井「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」『京都大学文学部研究紀要』41、2002を参照されたい。

永井報告「万機親裁体制の成立 明治天皇はいつから近代の天皇と なったのか」へのコメント

本研究科助教授 日本史学 吉川真司

私は日本前近代史、とりわけ古代史からのコメントを行ないたいと思う。

永井報告は、原史料に即して政務決裁のシステムの変化を具体的に追求し、そこから近代天皇の成立を論じた、注目すべき研究である。実は日本史においては、近年、古代史でもこのような研究が試みられてきた。天皇・太政官・摂政関白・太上天皇などが関わった政務のかたちがいずれに復原され、法制史料や古文書などからはわからなかった、国家意志決定のシステムとその特質が明らかにされつつある。

私もこうした研究を行ってきたが、その経験・知見をもって永井報告を聞いたとき、最も印象的であったのは次の点である。すなわち、近代天皇の万機親裁システムは、確かに専制君主と比べてよい古代天皇、あるいはそこから展開していった前近代天皇の決裁システム一般と、大きく異なったものであったことである。部分的に律令が参考にされながらも、全く新しい天皇のあり方が形作られたように思われる。

以下、補足の域を出ないが、論点を三つほど示して、このことをやや具体的に述べたいと思う。

第一に、天皇の決裁そのもののあり方である。永井報告によれば、決裁システムは明治十年前後に変化し、天皇の裁可は印を捺すことによって示されるようになったという。これは報告でも指摘されたように、古代ないし前近代の天皇においては全く考えられないことであった。古代の天皇の意向は重要事項についてのみ、しかも口頭で示されるのが基本だったからである。

律令体制における天皇は、当初は大納言や少納言によって読み上げられた文書に対して口頭で意向を示した。また、八世紀中葉頃に「官奏」という政務が成立するが、それも大臣から奏上された文書そのものを天皇が閲読し、口頭で決裁を行なうものであった。さらに平安時代以降には、職事・蔵人による伝奏が一般化するが、その場合も口頭決裁という

原則は変わらなかった。天皇の言葉は、例えば「ヨシ」などという簡単なものだったと思われ（単にうなずくだけだったのかも知れない）、それは奏請した側が文字にして記録する。こうした決裁記録が「奏報」とか「宣旨」とかと呼ばれるものであった。要するに、特別な場合を除けば、天皇がみずから紙の上に意向を書き記すことはなかったのである。

実はこうしたことは太上天皇でも、摂政関白でも、さらには太政官でも同じであった。上級者の決裁を下級の書記官が書きとめること、それは古代における決裁システムの原則であり、前近代の朝廷・公家にずっと受けつがれたものだったのである。「高貴な人物ほど字を書かないものだ」という古代的な考え方を、私はそこに読みとりたいと思う。

永井報告によれば、印を用いた天皇決裁が確立するまでは、口頭による決裁が行なわれていたとされる。確かにそこには、まだ前近代の文書規範から脱皮しきっていない天皇の姿を見ることができる。裁可印による決裁を始めたことは、日本の天皇にとって、確かに画期的な変化であったと言わねばならない。またそれとともに、大臣や参議が捺印して意向を示したことも、朝廷・公家の文書規範という点から見れば、やはり大きな変化であった。「口頭決裁から捺印へ」という変化は、まずは太政官から始まって天皇に及んだ、と評価することもできそうであるが、いかがであろうか。

第二に、天皇の裁可の印について述べたい。永井報告によれば、天皇の裁可印はまず「裁」という印文にはじまり、そののち「可」「聞」「覧」が用いられるようになった。これらの印文はなかなか興味深いものである。

印文の由来をたずねてみると、「可」と「聞」は律令の天皇文書に源がある。公式令詔書式、すなわち天皇の意志を確定し、布告する文書様式では、施行を許可することを示すため、末尾に天皇が「可」字を書いた（御画可）。また公式令論奏式、すなわち太政官が天皇に上奏する際の最も重大な文書様式では、天皇が「聞」字をみずから末尾に書き込んで、裁許の意志を表わしたのである（御画聞）。この詔書と論奏は、中国（唐）の文書様式を直輸入したものであり、やがてきわめて限定された儀式的用途にしか使われなくなるのだが、明治の裁可印はこうした制度を念頭に考案されたものであった。つまり、古代の公式令が明らかに参照されているのである。

しかし、律令の御画可・御画聞と明治の「可」印・「聞」印には、大きな違いがある。まず律令では天皇が異例にもみずから筆を執るのに対し、明治のものは印である。また律令ではそれらが施行文書の原本に記されるのに対し、明治の印は決裁文書・決裁記録に捺されるものであった。さらに「裁」印や「覧」印には、公式令に対応するものがない。すなわち公式令が参考にされつつも、内実は全く異なっていたと言わねばならない。そして、明治政府の施行文書もまた、公式令の香りはするものの、様式は完全に異質であった。これは文書規範における前近代の継承のあり方を、よく示すものと言えるだろう。

第三に、これに関わることであるが、決裁文書と施行文書の関係である。

平安時代においては、天皇の口頭の仰せを書きとめた決裁記録をベースにして、太政官符や宣旨といった施行文書が作成されていた。この場合、口頭命令がすべての基礎にあるから、施行文書においても、「奉勅」の「宣」であることが示されることになる。

大局的に見れば、前近代日本の文書には、「奉書」という太い流れがある。上級者の意向を下級者が取り次ぐという形式をもつもので、すでに奈良時代には存在し、やがて書状形式の御教書、綸旨、院宣、女房奉書などが発達していく。中世・近世の武家政権でも、奉行人奉書や老中奉書といった奉書形式の文書がよく用いられていた。このような「奉書の文化」というものは、先に述べた口頭決裁と表裏一体の関係にあったと思われる。上級者の仰せを聞いた下級者がそれを記録し、さらに奉書形式の文書として発給したというわけである。

このように考えられるとすれば、近代になって新たな決裁文書・決裁記録が開発されることにより、奉書形式の天皇文書は衰えていくことが予想される。はたして明治の公文書を見ると、「奉書の文化」は徐々に影が薄くなっていくようである。確かに「奉勅」形式の勅書や太政官布告があったり、位記の大臣署名部分に「奉」「宣」と書かれたりする例はある。また宮内大臣が天皇の意向を奉じて「御沙汰書」を出すこともあった。しかし奉書には、もはや昔日の面影はなく、その意義・比重はずっと低下しているのではなからうか。さらに天皇がみずからサインするような文書様式が現われることは、近代文書における「奉書の文化」

の衰退をよく示しているように思われる。

このように古文書学的な関心からすれば、天皇の決裁システムの変化が、文書様式の総体的変化とどのように連動していたのかは、たいそう興味深い問題だと思われる。決裁文書と施行文書は時期的にもパラレルに変容するのだろうか。ぜひ知りたく思った。

以上、文字文化・古文書学といった、きわめて限られた関心からコメントを行なった。誤解も多いことであろうし、統帥権独立という権力論的に重要な問題については何ら言及できなかったことを遺憾とする。しかし、近代天皇の政治行為が前近代の政務・文書システムの否定と換骨奪胎の上になされたのであれば、やはり近代と前近代を比較するのは無意味でないだろう。伝統的な文字文化がスクラップにされ、リサイクルされる。律令体制とともに誕生した文書の体系、その終焉は明治の初めにあり、その様相が日本の前近代と近代の断絶性と連続性の一端を照らし出しているように感じられた。

そしてその際、最も知りたいことは、明治の新しい決裁システムがどこから生まれたかということである。諸外国の政治制度を参照したものなのか、日本近世に新しいシステムが準備されつつあったのか、はたまたゼロから新しいものが創出されたのか。専門家には自明のことなのかも知れないが、この素朴な疑問を最後に付け加えて、つたないコメントを終えたい。

「究極のナショナル・ヒストリー？ ピエール・ノラと『記憶の場』」

本研究科教授 西洋史学 谷川 稔

この公開シンポジウムでは、私自身の専門を離れ、より一般的な歴史学方法論をめぐる素材を提供し、共通論題となっている「歴史学の現在」の一端を考えていくことにしたい。その素材として、今月に日本語版の第1巻が公刊されたばかりのピエール・ノラ編(谷川稔監訳)『記憶の場』(岩波書店)を取り上げる。原著は、フランスの歴史家ピエール・ノラ

が1984年から1992年にかけて編纂した浩瀚な論文集 *Les lieux de mémoire* 全7巻、記念碑的労作として知られている。近年、日本でもおおいに語られる「記憶」あるいは「記憶と歴史」という流行語の源となった本家本元の作品である。

(1) 学術ジャーナリスト、ノラ

(省略)

(2) 『記憶の場』 その構成と歩み

この「学術ジャーナリスト」ノラが、2001年6月、アカデミー・フランセーズの会員に選出された。定員40名の終身会員でフランスの学者としては最高の荣誉である。これといった単著の學術書を残していない彼の選出は、『記憶の場』の編纂事業がいかに高く評価されたかを物語っている。私も、雑誌『思想』の小特集で、『記憶の場』の出版を「史学史上の事件」と評したことがあったが、すくなくともフランスの学界においては誇張でなかったことになるだろう。もっとも当時、私はノラ個人が学界の最高権威として顕彰されるという図はあまり予想してはおらず、そういう権威にはなりそうもないという点が気にしていたのだが。たしかに彼は、1997年までアナル派の牙城、社会科学高等研究院の研究指導教授をつとめていた。広義のアカデミシャンにちがいないが、たんなる学者でもない。それだけに、ノラのアカデミー入りは、『記憶の場』の刊行それ自体が今やひとつの歴史となり、文字どおり史学史のなかで顕彰さるべき対象に移行した、ということになる。これは「史学史上の事件」の後日談のひとつにすぎないが、いろんな意味で象徴的な「再記憶化」の儀式と言ってよい。

たしかに、ノラの企画は壮図というべきものであった。120名もの歴史家を動員し、130編（総論的なものを加えれば135編）のエッセイを収めたこのシリーズは、全7巻、5600頁以上にもおよび、8年をかけてようやく完結した。執筆・準備期間を含めると、おそらく10年以上にわたる遠大な事業である。ジャック・ルゴフ、E・ル＝ロワ＝ラデュリ、モーリス・アギュロン、アラン・コルバン、ロジェ・シャルチエといった当代一級の歴史家たちを総動員した執筆陣のレヴェルもさることながら、それが、「集合的記憶を表象する場」の分析をとおして「フランス的国民

意識のあり方を探る」という、単一の、きわめて繊細なテーマをめぐって展開されたことにも驚かされる。そしてこの企画は大当たりし、ついには「記憶の場 *lieux de mémoire*」という単語が、ロベールのフランス語大辞典に登場するまでになった。しかも、「記憶の場」という概念はフランス国内での顕彰という狭い枠をこえて、世界各地で反響を呼んでいく。たとえばドイツ、オーストリア、オランダ、イタリアなどでも同様の企画が準備され、すでに公刊されたものや、逐次刊行中のものがある。また、独自にパブリック・メモリー論が盛んになったアメリカでは、1996年から98年にかけて、原著から44本の論文を厳選した2000頁におよぶ、3巻仕立ての英語版がコロンビア大学出版社から公刊されている。『記憶の領域 *Realms of Memory*』と題したこの3巻本の編集作業には、じつはノラ自身が深くかかわっていた（ちなみに、日本語版には全然関わってくれていないのだが）。つまり、この英語版は原著の3分の1ながら、フランス語版編集の反省に立って「重要な修正を加えたひとつのミクロ・コスモス」である。『記憶の場』は第1巻刊行の1984年から、第3部第3巻（通巻7巻つまり最終巻）刊行の1992年まで、試行錯誤をくりかえし、コンセプトを修正しながら進化をとげてきたが、英語版（コロンビア版）はこの進化の延長線上にあって、原著のエッセンスがコンパクトに凝縮された独立の作品だと言えよう。この進化の過程はワンセットとして解釈し直すべきだと思われる。

しかもこの12年間の歩みは、世界史の構造が劇的に転換した時期にあたっている。奇しくもフランス革命二〇〇年祭にあたる1989年には天安門事件、東欧革命からベルリンの壁が崩壊し、91年にはソ連邦が解体していく。戦後の冷戦構造が終わりを告げ、米ソ二極対立からアメリカの一極支配へと移行した。他方、東欧をはじめ世界各地でエスノ・ナショナリズムが爆発し、地域紛争が噴出する。ヨーロッパ諸国がEUに活路をもとめてゆくなかで、アメリカ主導の資本主義経済のグローバル化が、政治や文化の領域にまでそのインパクトを拡大し、いたるところで加速されていった。すなわち、19世紀以来の国民国家のあり方とその存在意義が根底から問われはじめたわけである。このように、歴史家をとりまく知的磁場が根本的に変容するなかで、ノラの企画が微妙に揺れ動かないはずはなかった。96年の英語版序論では、シリーズ当初の問題意識の回顧からはじまって、オリジナル版と英語版の構成および両者の連関の

説明におよび、さらにこの間のコンセプトの「揺らぎ」についても言及している。つまり、『『記憶の場』から『記憶の領域』へ』は文字どおり、この12年間に進行した世界構造の転換、知的磁場の変容をふまえた再総括文書であった。われわれの日本語版が、この文献をあえて原著総序より前に置いたのは、こうした認識にもとづいている。すなわち、日本語訳によって『記憶の場』を無批判に顕彰するのではなく、まさにそれ自体を相対化し、史学史的な分析対象にすることこそが、原著の意図にかなうものと考えられる。英語版序文を冒頭に置いたのはそのためであり、各論文ごとに初出年を記し、訳者による文献解題を付したのも同様の試みである。第1巻の上梓からすでに18年経っており、最も新しい巻でも10年たっている今日、各論文もまた、それぞれの対象にかんする「記憶の場」に他ならないからだ。

(3) 方法としての『記憶の場』

ここで、この膨大な作品群を読み解くうえで重要と思われる点をいくつか指摘しておこう。先にあげた史学史的な方法は、ノラ自身がいうように本シリーズの基本的な視点のひとつである。ただし、ここでの史学史は、歴史観や歴史方法論の変遷を時代順にたどるといった古典的なそれではない。かりに、公文書実証主義の確立をもって近代史学の成立と考えるならば、ノラの問題意識は、むしろその呪縛からの解放にある。彼は「歴史学はいまや認識論的段階に突入した。」という。そこでは、「テキスト（史料）は現実を反映するものではない」と主張する「言語論的転回」論者たちを直接名指してはいないが、史料実証主義が陥っている認識論的隘路からの脱出を、史学史的スタイルに求めたのではないかと思われる。

原著総目次にも明らかなように、『記憶の場』に収められた論文の多くは、だれにも馴染みのテーマを扱っている。少なくともフランス人にとってはそうである。しかも一見したところ特別な方法論をもたず、ある意味では実証史学以前の物語的な（エッセイ風の）叙述スタイルをとっている。「身近な史料ともっとも洗練されていない手法。まるで、一昨日の歴史学に戻ったかのようである。」とノラ自身も形容している。だが彼は、これを「きわめて伝統的でありながら、なおかつ、まったく新しいタイプの歴史」「徹頭徹尾クリティカルな歴史学」だと主張する。

彼のいう新しいスタイルとは、「原因より結果」の分析に重きを置く歴史学である。つまり、ある事件がなぜ起こったか、いかに展開されたか、ということよりも、その記憶の行方、シンボル化された再利用、神話化された「読み替え（アプロプリアション）」のほうに注目する歴史学である。あるいは、伝統それ自体よりも、伝統がどんな風に創出され、いかに変容し、あるいは死滅するか、そのようなあり方に関心を寄せる歴史学だと言えよう。たとえば、フランス革命それ自体よりも、その百周年祭や二百周年祭に注目する、あるいは後世の作家や歴史家がフランス革命をどのように叙述し、評価したか、その変遷を分析する。そのような意味での史学史的スタイルである。

つまるところ、記憶の歴史学とは、復元でも再構成でもなく「再記憶化」なのである。それも「過去の想起」としての記憶ではなく「現在のなかにある過去」の「総体的な構造としての記憶」だという。それを認識論的に表現すれば、「記憶の場は、従来はいかなる歴史学の対象とも異なり、現実のなかに指示対象をもたない。むしろ、記憶の場はそれ自体が自身の指示対象」となる。いわば、二重の表象行為（ルプレザンタシオン）そのものなのだ。この視点に立てば、歴史家自身、あるいは歴史学というジャンル自身が、一種の「記憶の場」だとみなされる。認識論的時代における史学的方法とは、さしあたりこのように要約されよう。

（4）文化=社会史としての『記憶の場』

このような方法意識は、史料にたいする認識に根本的な修正を迫ることになる。たとえば、史料実証主義の寵児とされてきた手稿史料から、その特権性を剥ぎ取り、従来なら二次史料ないしそれ以下の「状況証拠」とされてきたものと平等に扱うことが可能になる。主題次第では、むしろ地位は逆転する。すくなくとも手稿をピラミッドの頂点とした史料のヒエラルヒーは解体とまではいかなくとも、その傾斜はなだらかになり、歴史研究にまつわる閉鎖的・特権的性格は大幅に薄まるはずである。日記、回想録、小説、事典などの活字史料はもちろん、聞き取り調査の口承史料（オーラル・ヒストリー）、歌謡、写真、絵画、映画などのAV史料、さらには彫像、記念碑、建造物、街路名にいたるまで、真正面から言説分析の対象となる。しかも、より重要なのは、それがたんなる史料

レヴェルの拡大にとどまらず、広義の社会史の可能性を飛躍的に拡大したことであろう。こう言ったほうがよければ、政治をも「文化」ととらえる文化=社会史にいつその屈伸性をあたえたのである。

ノラは、プロジェクトの初発のターゲットは、エルネスト・ラヴィスらが編集した『フランス史』全27巻（1901—22年）に代表される伝統的国民史学だという。第三共和政的ナショナル・ヒストリーの統一性を解体し、その「時系列的で目的論的な連続性」を断ち切ろうとする試みだった。しかし、ラヴィスの政治史はアナール学派草創期のターゲットであり、主たる打倒対象としてはプリミティヴにすぎる。真の狙いは、むしろアナール派自身、穏やかに言えば、その自己革新にあったと考えられる。1960年代から70年代のアナール派のアキレス腱は、「政治的なもの、ナショナルなもの、同時代的なもの」の分析であった。

周知のように、戦後のフランス史学界では、政治的事件よりも社会的なトレンドが重視され、人口統計や物価動向など中・長期を見通した数量経済史的方法が歴史学に導入されるようになった。とりわけアナール第二世代を率いたブローデルは、地理的環境や経済循環など「動かざるもの（長期持続）」、「構造的連関（中期持続）」を重視して社会科学としての歴史学を推し進めた。ブローデルが軽視した「束の間の泡沫」のような事件史中心のナショナル・ヒストリーは後景にしりぞけられた。ノラは、それを「事件史にたいする十字軍」と形容している。たしかに、一連の政治史批判によって歴史学はより「科学的」となり、その対象領域も社会史を中心とする学際的領域へと飛躍的に拡大した。たとえば、民衆の宗教的心性の推移を論じる際も、遺言書や葬礼などに関する数量史的分析が導入される。だが、この科学主義的手法では集合心性の量的分析は可能になっても、質的な分析にはならない。同様に、同時代史や事件史の軽視は、人びとによって「生きられた歴史的経験と、歴史家の知的営みとのギャップ」をもたらす、とノラは言う。

このシリーズの出発点は、1978年から81年にかけてノラが社会科学高等研究院で主宰したゼミナールだが、折からアナール派内部にも政治史への回帰、ナラティヴ（物語）の再評価という気運が起こりつつあった。おそらく、ノラはこうした流れをうけて、アナールにおける政治史の復権を、伝統史学でも科学主義でもない、もうひとつの集合心性史的手法でもって果たそうとしたのだと思われる。すなわち、国民感情をさまざま

まに表象する「記憶の文化=社会史」なるものは、伝統的な国民史（ナショナル・ヒストリー）への回帰でもなければ、かつてのアナールにみられた数量史の心性史でもない。それは、言説分析的心性史もしくは史学史的集合心性史とでもいうべき、野心的な試みであったと考える。

（5）『記憶の場』と日本における「国民国家論」

このような「記憶」ないしコメモラシオンの言説分析は、21世紀を迎えてさらに勢いを増しているかにみえる。フランスや欧米だけでなく、日本のマス・メディアや学術ジャーナリズムでも、今や流行の域を越えて定着しつつある。ただし、日本での「記憶」概念の理解は、1990年代における「戦争の記憶」論と「国民国家（批判）論」の隆盛を抜きには語れない。これらはいずれも、ホブズボームの「伝統の創造」論やアンダーソンの「想像の共同体」論を高く評価し、近代国民国家の虚構性を抉りだそうとする立場である。これらの議論は、国民意識や国家の物語につながるものへの根底的懐疑から出発している。レトリックとしての「記憶」は、戦争にたいする国民の加担や、「非国民」あるいはマイノリティにたいする国家の抑圧を鮮明にするうえでも、きわめて有効な武器となる。これにアメリカやオーストラリアで盛んな「パブリック・メモリー」論などが加わり、たがいに増幅し合って「歴史と記憶」をめぐる議論が21世紀に入っても日本の論壇をにぎわし続けている。このような思想状況は、第二次大戦50周年を契機とし、以後も歴史教科書、国旗・国歌法、靖国神社公式参拝問題など、コメモラシオンのあり方をめぐる論争が間断なく生起している政治状況からして当然である。ただ、こうした「記憶の歴史学」はあまりにも政治的、倫理的になり、ときとして情緒的になっているようにさえ思われる。それらの一部が、批判理論としての鋭さから、「記憶の政治学」あるいは「記憶の倫理学」とよばれているのももっともである。ただ、それだけでは「記憶の歴史学」は反国家主義の情緒的なレトリック、たんなる枕詞に終わってしまわないか、歴史家としてはいささか危惧されよう。

（6）現在史あるいは、究極の文化=社会史

こうした日本の論壇状況において、ノラと『記憶の場』はどのように受けとめられるだろうか。これまでも、すでに、近代社会史研究会や

東京外語大でのシンポジウムなどの際、一部の論客から「多元的ナショナル・ヒストリーに回収されてしまう」とか「あらたなフランス国民史を立ち上げようとするアナクロニズムにすぎない」という拒絶反応も見られた。ノラのプロジェクトは、国民国家批判を前面に押し出すわけでもなく、いわゆる立場性をあらわにしていないからだ。ただ、フランスでは左翼知識人としての彼のイデオロギー的立場については周知のことさらに属している。たとえば、1931年生まれ、ノラも「戦争の記憶」と無縁の人ではない。それどころかすでに見たとおり、彼はユダヤ系フランス人であり、ヴィシー政権下では絶滅収容所送りを辛うじて免れ、十歳過ぎたばかりで対独レジスタンス「マキ」と行動をともにするという「重い記憶」の持ち主であった。国家権力の犯罪性はもちろん、ナショナルな市民感情がときにのぞかせる「おぞましさ」については文字どおり骨身に沁みている人物である。「非国民」のレッテルを貼られ、抹殺されそうになったマイノリティ体験をもつノラが、「フランスの国民意識」を表象する「記憶の在りか」を歴史的に検証するというからには、たんなる批判理論のレトリックではありえない。彼が、随所で「記憶の民、ユダヤ人」に言及するとき、その意味は深刻である。しかし、ノラは自らの個人的体験としては語らない。歴史家としての彼は、近代国民国家への幻想からはほど遠いが、むしろそれゆえに、対象との距離感覚を保たねばならなかったのである。「記憶の場」の文化=社会史は、たしかに「伝統の創造」論をはじめとする国民国家論と一部で重なっているが、微妙にすれちがってもいる。誤解を恐れずに言えば、ノラにとっては、ホブズボームやアンダーソンの説は議論の前提ではあっても、結論ではなかった。そうすることによって彼は、同時代（現在）を文化=社会史の分析対象とすることはいくらか成功した。「現在」という時代をイデオロギー的に断罪するのみでなく、現在のなかにある過去を、時系列をはずして縦横に読み替えることをとおして「現在史」を構築する。こうして彼は、社会史の領野を、アナール派のアキレス腱であった近現代史にまで拡大しえた。いわば、これまで外交史や国際政治学の独壇場とみられた現代史の領域に、古代史から近代史までを総動員する史学史的言説分析によって、新しい文化=社会史のスタイルを提起したのである。

さて、本報告のタイトル「究極のナショナル・ヒストリー？」の疑問

符にたいする答えは、すでに明らかであろう。結果的には、多元的ナショナル・ヒストリーの再構成に終わることもありうるだろう。とはいえ、方法的に見るかぎりそれだけには留まりえない。ここでは、むしろ究極の社会史への試みなのだとっておきたい。

(追記：本稿は、2003年3月に完結した日本語版『記憶の場』[谷川監訳、岩波書店]の第1巻冒頭の序文「『記憶の場』の彼方に」と一部重複している。引用に際しては、そちらの稿を典拠とされたい。)

「究極のナショナル・ヒストリー？ ビエール・ノラと『記憶の場』」 に対するコメント

本研究科教授 二十世紀学 杉本淑彦

本学文学研究科内で私が所属しております二十世紀学という学問分野は、狭い意味での歴史学研究の場ではありません。そういう意味では、本シンポジウム午後の部の冒頭で司会役の上原真人先生がおっしゃいましたように、報告に対して他分野の人間がコメントをするという、会の趣旨によく合致しているのではないかと思います。ただ、実際の話を申しますと、『記憶の場』日本語版の翻訳チームに私自身が加わっております。私自身、翻訳を谷川先生にあおった一人です。今から考えると、とてつもなくしんどい仕事を、後先考えずにあおったものと反省しております。

というわけで、今回のご報告に対してどういうスタンスをとるべきが大変苦慮しております。ごもっともなありがたいご報告でしたと述べれば、でき過ぎたヤラセ台本のように、後ろから鉄砲を撃つということも、もちろんできません。したがって、ここではニュートラルなコメントに心がけたいと思います。

まず、今日のご報告によって、そして『記憶の場』日本語版の翻訳の仕事をご一緒にさせていただいたことによって私自身、大変学んだことがあります。それは谷川先生は一流のフランス近代史研究者であるだけでなく、すぐれた史学史研究者であることから、先生のおかげで『記憶

の場』刊行に至るまでの歴史学研究の流れが大変よく理解できたということ。この会場には歴史学の若い学部生、大学院生も多数参加されており、私同様勉強になったのではないかと思います。

さて、今日のご報告のうち、「方法としての『記憶の場』」と、「文化＝社会史としての『記憶の場』」についてですが、これも記憶の場という仕事の意味合いを見事に整理されたものと思います。これについて私のほうからさらにコメントすることはございません。

報告のなかの、「『記憶の場』と日本における「国民国家論」」という項目についてコメント申し上げたいと思います。日本で行われている国際シンポジウムというこの会の意味合いから、このような限定的なコメントでもお許しいただけるのではないかと思います。

さて、谷川先生がおっしゃるように、この10年ほどの日本における記憶の歴史学は、確かに政治的、倫理的、情緒的なものであり、周知のように、明治以降の日本の植民地支配と、前の世界大戦について、「真の記憶」とは、「正しい記憶」とは、「在るべき記憶」とは何かをめぐって、いわゆる左と右の対抗関係が現代の日本にはあります。こういう日本における記憶の歴史学研究の現状に対して、谷川先生は、そうでない、つまり政治的でない、倫理的でない、情緒的でない、フランスにおける記憶の歴史学を対置されたのだと思います。このことについて一言コメントいたします。

戦争という大きな枠内で植民地支配の記憶を重視する日本の記憶の歴史学とは対照的に、『記憶の場』には第一次インドシナ戦争やアルジェリア戦争についての記憶を論ずるものがありません。もっと広く言えば、植民地支配の記憶をめぐる論議が『記憶の場』ではほとんどなされていません。正確に言うと、収載されている論文総数130の中で唯一つだけ、1931年の国際植民地博覧会というタイトルの論文だけが植民地支配への記憶を正面から取り上げているにすぎません。これは日本とフランスにおける記憶の歴史学の大きな違いだと思われます。

いわゆる高度経済成長時代の1960年代以降、フランスは植民地出身移民労働者を大量に受け入れ、アラブ人や黒人、そしてベトナムなどのインドシナ人が多数居住する、いってみればポスト・コロニアルな状況に現代フランスがあることを考えると、コロニアルな記憶についての議論が『記憶の場』の中でかなり希薄なことは大変気になります。それに比

べて、戦争という大枠の中で、かつての植民地支配の記憶について議論が深まっている日本のそれが政治的で、倫理的で、情緒的であるなら、コロニアルな記憶の議論を書いた『記憶の場』は政治的でなく、倫理的でなく、情緒的でないのかもしれませんが。しかし、コロニアルな記憶を議論しないということ自体が、ひょっとしてかなり政治的なもの、情緒的なものではないかという気が少しいたします。

『記憶の場』の各論文が準備執筆されていた1970年代から80年代初めのフランス社会は、『記憶の場』と同じように、コロニアルな記憶を隠蔽する、少なくとも現実以上に薄めようとしていた社会だったような気がします。そういう意味で『記憶の場』という歴史家の仕事は、ノラ自身が言うように社会の産物であったのでしょうか。もちろん『記憶の場』刊行以降、コロニアルな記憶についての研究はフランスにおいて大きく発展したように思います。『記憶の場』の執筆陣が主にノラに代表されるように、1930年代から50年代にかけて生まれた研究者であったのに対し、現在、コロニアルな記憶の研究に取り組んでいる研究者は、主に1960年代以降に生まれた若い研究者世代です。『記憶の場』がクリアに提示した政治文化史の方法論を自分のものにして、1960年代以降生まれの若い研究者世代が、『記憶の場』それ自体には欠落していたコロニアルな記憶についての研究を現在進めている、というふうに私は思います。

コロニアルなフランス、つまりアラブ人をはじめ植民地出身者が多数居住する現代フランス社会は、ノラ自身が言うように、多声が響き合うポリフォニックなフランスだと思います。ノラに代表されるような1950年代以前生まれの研究者が往々にして、この多声、つまりさまざまな声の中にコロニアルな声を聞こうとしなかったことに対して、1960年代以降生まれの若い世代の研究者は、このさまざまな声の中にコロニアルな声を積極的に聞こうとしているように私には思われます。

と申しまして、繰り返し強調しなければならないことは、『記憶の場』の刊行による主に研究方法論上の大きな刺激がなければ、その後の世代によるコロニアル研究も恐らく容易には達成されなかった。あるいは少なくともその展開がもっと遅れたのではないか、ということです。

最後に、たしか一昨年京都でのシンポジウムのことだったと思いますが、ある研究者が谷川先生のことを「日本のノラだ」と呼んだことが

ありました。谷川先生はこのように呼ばれることに不快を感じられたと思います。私自身も、ろくな実証研究や単著を残していないノラより谷川先生はずっとすぐれた研究者だと思っております。しかし、少なくとも世代論で言うと、谷川先生はノラと同じ1940年代以前生まれの世代です。ここまで言うと私自身が1900何年代生まれなのか告白しなければならぬのですが、申しわけありませんが、ご推察ください。

私のコメントは以上です。谷川先生の学識ある報告と引き比べてまことに雑なコメントでしたが、少しだけ若い世代からの年齢の未熟な者としてお許しいただければ幸いです。

(2) 「自然という文化」の射程」

日時：平成14年12月2日（月）13:00～17:00

場所：京大会館101号室

基調講演

オギュスタン・ベルク（フランス国立社会科学高等研究院教授、
哲学・風土論）

シンポジウム

加藤尚武（鳥取環境大学長、京都大学名誉教授、倫理学）

内山勝利（京都大学大学院文学研究科教授、西洋古代哲学史）

藤田正勝（京都大学大学院文学研究科教授、日本哲学史）

岩城見一（京都大学大学院文学研究科教授、美学芸術学）

司会：片柳榮一（京都大学大学院文学研究科教授、キリスト教学）

このシンポジウムについては、すでに報告書「自然という文化」の射程」が作成されているため、詳細は割愛する。